石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令について

１．概要

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という。）は、石油又は高圧ガスが大量に貯蔵され、又は取り扱われる区域を石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）として指定し、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等を図っている。

石油・高圧ガス等を大量に貯蔵し、取り扱い、又は処理する事業所（以下「特定事業所」という。）を設置している者（以下「特定事業者」という。）は、直径 34m 以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクがある場合、当該特定事業所の自衛防災組織に、大容量泡放射システムを備え付けなければならないとされている（法第 16 条第４項並びに石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号。以下「施行令」という。）第 13 条第１項及び第３項）。

そして、２つ以上の特別防災区域にわたる区域であって、施行令第 22 条第１項で定める区域に所在する特定事業所に係る特定事業者は、特定事業所の自衛防災組織の業務のうち大容量泡放射システムに関するものを行わせるための広域的な共同防災組織（以下「広域共同防災組織」という。）を設置することができるとされており（法第 19 条の２第１項）、その区域は施行令別表第３に掲げる地区の区域とされている。

消防庁では、都道府県に対して石油コンビナート等防災体制の状況について毎年度調査（４月１日時点）を行っており、調査結果を精査したところ、施行令別表第３に掲げる区域のうち、第二地区中の秋田地区において、直径 34m 以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクを有する特定事業者が存在していないことが判明したことから、施行令において所要の改正を行う。

【広域共同防災組織を設置することができる区域の縮小】

区分	地区名	改正内容	改正理由
第二地区	むつ小川原地区、仙台地区、男鹿地区、秋田地区	区域の縮小（秋田地区の削除）	直径 34m 以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクの廃止

２．スケジュール

閣議　令和８年 11 月 10 日（火）
公布　令和８年 11 月 13 日（金）
施行　公布の日の翌日（令和８年 11 月 14 日（土））
※　別途立案している石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令と同日公布とする予定（法令番号は本改正令が先）

３．意見公募手続

本案は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第３条第２項第４号に該当することから、意見公募手続は実施しない。